

## 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画の一部改定について

### 1 一部改定の経緯

青森市子どもの権利の保障に関する行動計画は、青森市子どもの権利条例第 15 条に基づく子どもの権利の保障に関する行動計画であり、その計画期間は平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間としており、令和 3 年 3 月で計画期間満了を迎えます。

本計画は、青森市総合計画前期基本計画の個別計画である「青森市子ども総合プラン」のうち、子どもの権利の保障に関連する施策を具体的に推進していくための行動計画として策定したものです。本計画の上位計画である「青森市子ども総合プラン」が、令和 2 年度末までに一部改定を予定していることから、同プランと本計画との整合性を図るため、同プランと計画期間の終期を合わせるとともに、目標とする指標や参考指標等の修正を行います。

年度		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	
計画の名称		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
青森市総合計画前期基本計画					令和元年度～令和 5 年度（5 年間）					
青森市子ども総合プラン		【改定前】 平成 28 年度～令和 2 年度 （5 年間）					【改定後】 平成 28 年度～令和 5 年度 （8 年間） 3 年間延長			
行動計画	青森市子どもの権利の保障に関する行動計画	【改定前】 平成 28 年度～令和 2 年度 （5 年間）					【改定後】 平成 28 年度～令和 5 年度 （8 年間） 3 年間延長			

### 2 一部改定の主な内容

- ・ 計画期間を子ども総合プランの終期と合わせ令和 5 年度まで延長
- ・ 目標とする指標及び目標値の修正
- ・ 参考指標等の修正

### 3 スケジュール

令和 2 年 7 月 第 1 回専門分科会（7/29 開催）でフォローアップを実施

9 月 子ども会議委員へ一部改定の概要を説明

10 月 第 2 回専門分科会（10/2 開催）で一部改定（素案）を審議 今回

11 月 第 3 回専門分科会で一部改定（案）を審議  
（※ 第 3 回専門分科会は必要に応じて開催）

令和 3 年 2 月 青森市子ども総合プランの決定と併せて計画を決定